

お支払い方法が選べます

コンビニ

全国のコンビニ（営業時間内）でお支払いできます。期限を過ぎた納付書や30万円を超える納付書はお支払いできません。

口座振替

一度口座振替の手続きをすれば、毎回お支払いの手続きをする必要がなくなります。

役場・金融機関納付

役場または指定の金融機関窓口でお支払いできます。コンビニやアプリで使用できない納付書や、期限を過ぎている納付書は、役場または指定の金融機関窓口でお支払いできます。

スマートフォン

【バーコードの場合】

右ページの「利用できるアプリ」のうち、いずれかをダウンロードして、ご利用ください。

※下記は PayPay での使用例です。アプリによって使用方法は多少異なります。



アプリを起動し、「請求書払い」を選択。



納付書内の「バーコード」を読み込んでください。

【QRコードの場合】

- ・スマートフォンにて地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を検索し、ご利用ください。
- ・令和5年4月1日現在、QRコード印字のある納付書は、固定資産税と軽自動車税（種別割）のみです。

地方税お支払いサイトの「eL-QRでお支払い」を選択してお支払いください。



※スマートフォンでお支払いされた場合、**領収書（納税証明書）は発行されません**ので、領収書の発行が必要な場合は、他の支払い方法を利用してください。

※アプリでおこなった取引を取り消すことはできません。異なる納付方法で二重に支払った場合は、お問い合わせください。

お問い合わせ

- ◆ 町県民税
- ◆ 固定資産税
- ◆ 軽自動車税（種別割）
- ◆ 国民健康保険税
- 税務課 ☎ 65-1076
- ◆ 後期高齢者医療保険料
- ◆ 泉ヶ丘団地汚水処理施設使用料
- 保険環境課 ☎ 65-1097
- ◆ 保育料
- 子育て支援課 ☎ 65-0081
- ◆ 町営住宅使用料
- 建設事業課 ☎ 65-3330
- ◆ 水道料
- 水道課 ☎ 65-3241